

# 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第 2 8 条第 5 項
処 分 の 概 要 : 質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者 (委任先) : 都道府県公安委員会 (方面公安委員会)
法 令 の 定 め : 質屋営業法第 4 条第 2 項、第 3 項 (営業内容の変更) 第 9 条 (許可証の返納) 第 2 8 条第 1 項、第 2 項、第 3 項 (質置主の保護) 質屋営業法施行規則第 1 条 (申請及び届出の一般的手続) 第 6 条 (廃業の届出) 第 1 0 条 (死亡の届出) 第 1 4 条の 2 (許可証の返納)
審 査 基 準 : 質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不適當でないと認められる場所であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間 : 2 5 日以内で各都道府県警察の実情に応じて期間を定める。
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :